

大分県県有建築物照明改修事業（南部豊肥地区） 基本契約書（案）

大分県県有建築物照明改修事業（南部豊肥地区）（以下「本事業」という。）に関して、大分県（以下「県」という。）は、代表企業である●●並びに構成員である●●で構成されるグループ（以下、これらの●者を個別に又は総称して「企業グループ」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

（目的及び解釈）

第1条 基本契約は、県及び企業グループが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 基本契約本文において定義されていない用語については、別紙1の定義集に定めるところによる。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 県は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 企業グループは、要求水準書等に示す本事業の目的を十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

（本事業の概要）

第3条 本事業の期間は、基本契約の締結日から令和10年1月14日までとする。

2 本事業は、対象施設建物内にある照明器具（蛍光灯、水銀灯、非常用照明、誘導灯など）を全てLED化する電気工事である。また、これらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

3 企業グループは、基本契約、事業契約、及び要求水準書等に従って本事業を遂行しなければならない。また、本事業に関する企業グループの資金調達は、事業契約に別段の定めがある事項を除き、全て企業グループがそれぞれ自己の責任において行うものとする。

（事業日程）

第4条 本事業の事業日程については別紙2に示す。ただし、別紙2の事業日程は、基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

（役割分担）

第5条 本事業の実施において、企業グループは、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

（1） 【会社名】 【業務内容】

（2） 【会社名】 【業務内容】

2 代表企業は、要求水準書等に基づいて、本事業内容全体を統括し、構成員を適切に指導、調整し、本事業の遂行に努めるものとする。なお、代表企業は、定期的に本事業の実施の

状況に関し県に報告するものとし、県の要請があったときには、随時報告を行うものとする。

(当事者が締結する契約)

第6条 県と設計企業は、要求水準書等に基づき、設計委託業務等委託契約を締結する。

2 県と施工企業は、要求水準書等に基づき、工事請負契約を締結する。

(設計業務)

第7条 設計業務の概要は、要求水準書等に定めるとおりとする。

2 設計企業は、県との設計業務等委託契約が締結され、かかる契約の効力が発生した後、速やかに設計業務等に着手し、別途合意がある場合を除き、要求水準書で定める提出書類を県に提出し県の確認を得た上で、設計業務等を完了させるものとする。

(施工業務)

第7条の2 施工業務の概要は、要求水準書等に定めるとおりとする。

2 施工企業は、県との工事請負契約が締結され、かかる契約の効力が発生した後、速やかに施工業務に着手し、別途合意がある場合を除き、要求水準等に従い、施工業務を完了させるものとする。

(要求水準書等の未達に関する責任)

第8条 設計企業、施工企業は、要求水準書等の未達が発生した場合において、かかる未達状態が発生した原因が、県有施設の契約不適合によるものか判別できないとき、県の指示に従い、当該未達状態に関して当該企業が負う義務を負担するものとする。この場合の当該企業間における責任分担については、別途当該企業間で調整を定めるものとする。

(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第9条 県及び企業グループは、他の当事者の承諾がない限り、基本契約上の地位並びに基本契約上の権利及び義務の全部又は一部について、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第10条 県及び企業グループは、本事業又は基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、事業契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。基本契約の終了後においても同様とする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、県又は企業グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 県及び企業グループが、基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面に

より合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、県及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 県又は企業グループとの間で守秘義務契約を締結した県のアドバイザー業務受託者及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 県が本事業にかかる各業務を企業グループ以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(一般的損害)

第11条 県又は企業グループが、基本契約に定める条項に違反し、これにより契約当事者に損害を与えたときは、基本契約において別途定める場合を除き、その損害を当該当事者に賠償しなければならない。

(基本契約の変更)

第12条 基本契約の規定は、県及び企業グループの書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第13条 基本契約に関して生じた当事者間の紛争については、大分地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(有効期間)

第14条 基本契約の有効期間は、基本契約が締結され、その効力が生じた日から設計期間の終了の日、施工期間の終了の日、いずれか遅い日までとする。ただし、基本契約の終了後も第10条、第11条及び第13条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第15条 基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第16条 基本契約に定めのない事項、又は基本契約に疑義のある事項については、県が定める要領、要綱、規則及び条例によるほか、その都度、県及び企業グループは、誠実に協議の上これを定めるものとする。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

県： 大分県大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎

企業グループ：（代表企業）
住 所
商号又は名称
代表者氏名

（構成員）
住 所
商号又は名称
代表者氏名

別紙 1

定義集

カー 「基本契約」とは、県と企業グループとの間の大分県県有建築物照明改修事業基本契約書をいう。

「工事請負契約」とは、県と施工企業との間の大分県県有建築物照明改修事業 工事請負契約書をいう。

「構成員」とは、代表企業、●●を個別に又は総称していう。

サー 「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める地方消費税をいう。

「事業年度」とは、毎年、4月1日に開始し、3月末日に終了する1年度をいう。

「設計企業」とは、●●をいう。

「設計業務」とは、要求水準書第3章に規定された業務をいう。

「設計期間」とは、設計業務等委託契約の成立の日から設計業務等が完了した日又は設計業務等委託契約が終了する日のいずれか早い日までの期間をいう。

「設計業務費」とは、設計業務等委託契約に基づく設計業務の履行に対して県が設計企業に対して支払う、設計業務等委託契約書に規定された費用及びこれに係る消費税を加算した額をいう。

「設計業務等委託契約」とは、県と設計企業との間の大分県県有建築物照明改修事業設計業務等委託契約書をいう。

「施工期間」とは、工事請負契約の成立の日の翌日から工事目的物引渡し日又は工事請負契約が終了する日のいずれか早い日までの期間をいう。

「施工企業」とは、●●をいう。

「施工業務」とは、要求水準書第3章に規定された業務をいう。

「施工業務費」とは、工事請負契約に基づく施工業務の履行に対して県が施工企業に対して支払う、「工事請負契約書」に規定された費用及びこれに係る消費税を加算した額をいう。

「施工完了日」とは、工事請負契約に基づいて工事目的物の県への引渡しが完了した日をいう。

「施工完了予定日」とは、令和10年1月14日又は工事請負契約に基づき変更された工事目的物の引渡しを行う予定日をいう。

ター 「対象施設」とは、入札説明書別添資料1に規定された施設をいう。

「代表企業」とは、●●をいう。

「事業契約」とは、設計業務等委託契約、工事請負契約の総称をいう。

ナー 「入札説明書」とは、本事業に関し令和8年9月28日に公表された入札説明書及び入札説明書の添付資料並びに別添資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。

「入札説明書等に対する質問及び回答書」とは、入札説明書及び要求水準書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対して県が令和●年●月●日に公表した県の回答を記載した書面をいう。

ハー 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さない事由（経験ある管理者及び企業グループの責任者によっても予見し得ず、若しくは予見してもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できない一切の事由）をいう。ただし、法令等の変更は、不可抗力に含まれない。

「法令等」とは、法律・命令・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更に該当しない。

「本事業」とは、大分県県有建築物照明改修事業をいう。

ヤー 「要求水準書」とは、入札説明書別添資料3（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。

「要求水準書等」とは、基本契約書、入札説明書、要求水準書、入札説明書等に対する質問及び回答書及び提案書類を総称していう。

別紙 2

事業日程

- | | | |
|-----|-----------|----------------------------|
| (1) | 事業契約の締結 | |
| | 設計委託契約 | 令和 8 年 月 日 |
| | 工事請負契約 | 令和 8 年 月 日 |
| | | |
| (2) | 対象施設の設計期間 | 設計等委託契約の成立の日から令和10年1月14日 |
| (3) | 対象施設の施工期間 | 工事請負契約の成立の日の翌日から令和10年1月14日 |